

第38回「食品の表示に関する共同会議」議事概要

1. 委員の出欠

阿久澤委員、上谷委員、坪野委員、丹委員及び長野委員が欠席。

2. 概要

<議題1について>

座長：本日の議題は、(1)加工食品の原料原産地の表示方法について(関係者ヒアリング第2回)、(2)その他。

議題1の「加工食品の原料原産地の表示方法について」、前回に引きつづき、第35回共同会議で議論した検討項目の2及び3について議論いただくこととし、お菓子里に係る団体及び事業者及び冷凍食品に係る団体及び事業者の方々からご説明をいただく。

○ 菓子関係団体及び事業者から、配布資料に基づき説明を行う。

説明概要

- ・ 生産体制の概要(少量多品種生産、中間加工品(砂糖、油脂、小麦粉等)の多用等について説明)
- ・ 表示の現状及び課題(公正競争規約等すでに多数の規制のもとの表示、一般に表示面積が小さい、原料原産地の切替えと印刷の切替えとのタイムラグの問題等)
- ・ 中間加工品の品質は原料の規格・等級及び加工段階で決まり、中間加工品メーカーにより品質が保証されている。原産地との関連は薄い。
- ・ 頻繁な表示の切り替えは、環境負荷増大を招く。
- ・ 「又は」表示は、情報の増加により表示をわかりにくくし、逆に重要な情報の見落としにつながる。

等について、資料に基づき説明。

(質疑応答)

神田委員：中間加工メーカーの保証内容は、菓子メーカーとしては把握しているのか。中間加工地なら表示可能か。

説明者A：購入にあたっては規格書を提出してもらい、審査しているので把握している。中間加工地表示は不可能ではないが、品質に影響を及ぼすのか等、説明したような根本的な問題は残る。

説明者B：中間加工地の定義が明確でないと表示は難しい。

事務局(新井)：第35回共同会議において、国産・外国産の大括り表示、可能性表示、特定の原材料のみに対しての原産地表示を検討事項として挙げている。特定の原材料について原産地を書けるのであれば、ほかの原料原産地も書けるのではないかという消費者の意見は多い。

説明者A：個人的な意見。「大括り表示」についてだが、原料は極端に言えばすべて外国産で、あまり意味がない。外国の幅も広い。むしろ中間加工品を使ってどこで製造したのか、という情報のほうが重要で、現行制度では表示している。特色のある原材料のみの原産地表示だが、原材料は安全なものという前提のもとで特定の原産地を強調することで、よりおいしさを強調する目的がある。

説明者B：特色のある原材料を表示した商品は、より厳しい管理が必要であるため、単価も高くなる。そこを理解していただけるお客様が購入してくれるということ。

神田委員：消費者の要望の背景には、偽装がなくなることがある。信頼関係を構築していかないといけない。業界として、信頼関係構築のためにやっていることは何か。それを消費者が知れば、表示について考える材料になる。

説明者B：社内のコンプライアンス、リスクマネジメントのセミナー活動を行っている。協会全体として、これらを強化できるような具体的な取り組みを、企業と一緒に進めているところ。

説明者A：品質保証体制について、ホームページにアップしている。

座長：続いて、冷凍食品について、原料原産地表示の説明をお願いしたい。

○ 説明者C、説明者Dから配布資料に基づき説明を行う。

説明者C

- ・ 原料原産地情報提供の取り組み（ホームページへの掲載、QRコードの活用、お客様相談窓口での対応等）
- ・ 原料調達先を変更することで品質を安定化（同一の産地であっても季節によって品質が異なるため、原産地を変えることで品質を安定させている。）
- ・ 国内製品と海外製品の管理レベルに違いはない。（原材料の規格証明書により品質を確認。）

説明者D

- ・ お客様相談室への問い合わせ内容（商品の製造場所、安全性についての問い合わせが主。表示に関する問い合わせは少ない）
- ・ 問い合わせを踏まえた取組み内容（お客様と情報を共有するため、できるだけ包材に製造業者の情報を入れる、わかりにくい用語の説明等。）
- ・ 表示の課題（端境期における包材変更の時間的な問題、頻繁な変更によるミスリスク）
- ・ 原料原産地表示はお客様の選択に資することが目的で、特定の産地のものを排除するためではない。消費者が知りたい情報は、きちんと安全性を担保して製造されているのか、という点。

（質疑応答）

板倉委員：HP で公開されている原料原産地表示情報に対して、お客様からの反応を詳しく教えてほしい。その情報がきちんと活用されるものなのかを知りたい。

説明者C：始めて間もないので、正確な状況は把握していない。知りたい情報がそこにかかっていることを知って、問い合わせが解決するケースは多い。

説明者D：表示に対する問い合わせがあまり多くないのは、ホームペー

ジの情報を見てもらっているからと認識。

事務局（箆島）：3月19日の原料原産地表示の推奨通知は、様々な業界に浸透してきていると聞いている。そのような優良事例を表彰するなどの取り組みを行っており、さらなる浸透を期待している。

増田委員：協力工場というのは直営の工場ではない。中間段階を踏めば踏むほど責任の所在が曖昧になってしまう。

説明者C：工場は、自社工場（直営工場、投資工場）、委託工場（産地に由来、特殊な技術を持つ等の工場）に分かれる。委託工場については、自社の規格・基準にあった製造をしてもらっており、原材料の購入もすべて、原材料規格証明書を登録してもらい、工場診断を行っている。

説明者D：説明者Cと同様に、保証書をとって、どちらの工場でも同じ管理基準の下で商品をつくっている。

説明者E：説明者C及びDでは取り組みが確かに違う。両者とも、自営工場、投資工場、委託工場の違いをなくそうという取り組みは同じ。

増田委員：今回の説明では実態が見えにくい。段階を踏むと、どこでどのように原料を調達したかがわからないという説明はよくなされるが、情報がきちんと共有できているのか、確認したかった。

信太委員：説明者Dの指定農場は、D社全体の調達原料のどれくらいをカバーしているのか。また、指定農場以外の原材料はどのように調達していて、それらは原料原産地をトレースバックできるのか、お聞きしたい。

説明者D：指定農場は、生鮮品で見るとかなりの率をカバーしており、生鮮品はできるだけカバーしたい。指定農場は場所を示すものであって、商品の原材料情報は、指定かどうかに関係なく、品質保証書によってできるだけ把握するよう努力している。

事務局（新井）：今後の議論のポイントは、①3月19日の推奨通知での任意の取り組みは、JASの義務の範囲内には入り得ないし、本日の議論でも、JASの世界で包材に表示することは、ヒアリングでも難しいということが指摘されてきた。②また、原料原産地の話だが、16年当時とは消費者の関心が違ってきていることが、前々回のアンケートでわかってきた。端的にいうと、原産地なり国名によって安全性が判断できる、という考えが高まっている。そのこととヒアリングの中であったお客様相談室での問い合わせは、つながってい

る。

質問が二つある。食衛法では製造所固有記号だけでよいが、製造所の場所をあえて書く取り組みをされていることの目的・意義と、説明者Dの問い合わせ番号表示のコストについてお聞きしたい。

説明者D：一つは、お客様からはどこで商品を生産しているのかという問い合わせが多い。それに対して、出せるものはすべて出すために、固有名詞や住所を書くという対応。昔は企業秘密という側面もあったが、問い合わせ番号のコストはそれほどでもない。

説明者C：県名又は工場を書く場合もある。例えば産地として北海道を強調して表示した場合には、商品も獲れた地元で作っているだろうというお客様の予測が入る。お客様が製造場所を知りたいのであれば、そのような予測で誤解が生じないように、敢えて書いている。また、賞味期限の後にロット記号を表示しているが、有事の際にはロットを特定し、農場までのトレースができるだけ速やかにできるようにしている。

座長：それでは、次に、議題2「その他」。報告事項なので、事務局から説明を願いたい。

事務局（西嶋）：期限表示QAについて、第36回会議でいただいた委員の皆様のご意見を踏まえ、表現の修正等をおこなった上で本日中に発出する手続き中である。）

（質疑応答）

板倉委員：賞味期限に加えて、賞味期間を記載することについてもQAの中で推奨するよう意見を出したが、どのように反映していただけたか。

事務局（西嶋）：板倉委員のご指摘の点は、一部企業で取り組まれているのは認識しているが、現時点で国として推奨すべき段階まではいっていないという判断から、今回は記載を見送ったところである。

神田委員：問32については、再出荷は原則できないと整理しているのはいいが、「やむを得ない場合」というのは事業者の感覚であり、QAであいまいな表現を盛り込むのはいかがなものかと思う。また、共同会議でQAを決めたという形にならないようにしてほしい。

事務局（新井）：Q32については、期限表示と保存方法がセットであることを理解していただくため、一度手を離れた商品は原則出荷で

きないことを示した問い。しかしながら、出荷後もきちんと保存方法が担保されていることを確認できる場合等、必ずしも再出荷できないとは言い切れない場合がありうるということ。

また、期限表示Q Aの扱いについては、共同会議の審議事項ではないが、前回の発出から時間が経過しているということで、委員のみなさまのご意見を参考までに伺った。

神田委員：このように情報を出していただくことはよいこと。ただ、このQ Aがどのような扱いになるのかをはっきりさせて進めてほしい。

小笠原委員：安全係数については、Q Aに0.8以上が望ましいと出たからといって、0.7を取り締まるものではないというお話はあったが、行政の末端までこの意図が伝わらないことのないようにしていただきたい。

信太委員：前日も申し上げたが、農政事務所や保健所等に対しても、今回の改正の趣旨を十分に周知徹底して頂きたい。特に、Q 12の「安全係数0.8以上」は、「望ましいという国のメッセージに過ぎない」ということ、即ち、0.8を下回るからといって、いたずらに行政指導ということにならないように、お願いしたい。また、事業者への説明会を、中央のみならず、地方も含めて開催して頂きたい。

3. 今後の予定

事務局（箴島）：次回の共同会議は12月11日に開催する。地方の意見交換会の扱いについては、共同会議の一環ではなく、事務局が地方の意見をヒアリングする機会ととらえていただきたい。

座長：では、本日はこれで閉会としたい。

以上